

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立五位堂小学校

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、互いに尊重し合う関係を築くことができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）（以下「市の基本方針」という。）に基づき本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校全体で取り組むものとする。

そのため、教職員がいじめ問題に対して共通理解をもち、保護者及び地域との連携を図りながら、組織的かつ継続的な取組を推進する。すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## 2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていることの2点である。

いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ・不登校対策委員会又は学校の管理職が行う。

### 3 いじめの未然防止

本校では、これまでに、同一集団内において、特定の児童に対し、言葉による嫌がらせや無視等の行為が行われた事案があった。また、SNS上に不適切な書き込みが見つけられたケースが確認された。これらについては、未然防止のための道德教育や主体的な活動を重視し、早期把握の重要性を教職員で共有した。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

#### (1) 道德教育及び人権教育の充実

- ・道德の学習において、いじめの問題や他者への思いやり、自他の生命尊重、自尊心感情を主題とした指導を計画的に実施する。
- ・人権教育の年間計画に基づき、いじめ防止や差別の解消に向けた学習活動を実施する。
- ・学級活動や全校児童でのたてわり活動等を活用し、多様性の尊重や他者理解を深める。

#### (2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

- ・道德や保健の学習において、生命の尊重や心身の健康に関する題材を取り上げ、取組を進める。
- ・外部より講師を招き、いのちの学習や情報モラルの理解等を実施し、自ら感じ考える活動を設定する。
- ・日常の教育活動において、自他を大切にす言動について具体的に指導する。

#### (3) すべての児童が自己肯定感や充実感を得られる教育活動の充実

- ・学級活動の充実を図り、児童一人一人が安心して過ごすことができる学級づくり、なかまづくりを進める。
- ・学校行事等において、児童一人一人が活躍できる場面を設定する。
- ・児童の努力や成長を認め、自己肯定感の向上を図る。

#### (4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施

- ・校内研修において、いじめの早期発見・早期対応に関する研修を実施し、理解を深める。
- ・事例研究や情報共有を通して、教職員間の共通理解と指導力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携をはかり、多方面からの取組を進める。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ対策委員会①	配慮児童の共通理解	いじめ対策委員会②		人権教育職員研修	配慮児童の共通理解
未然防止		絵本の読み聞かせ	絵本の読み聞かせ			絵本の読み聞かせ
早期発見	家庭訪問	学級懇談会 いじめのアンケート①		個人懇談会		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修			いじめ対策委員会③	配慮児童の共通理解	いじめ対策委員会④	配慮児童の共通理解 (次年度に向けて) (新入生含む)
未然防止		PTA講演会 絵本の読み聞かせ		学校保健委員会 入学説明会	絵本の読み聞かせ	
早期発見		いじめのアンケート②	個人懇談会	児童学校評価アンケート 保護者学校評価アンケート	いじめのアンケート③ 学級懇談会	

本計画に基づき、教職員のいじめ防止に係る資質向上を図るとともに、早期発見・早期対応の体制強化に努める。

#### 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では、次のように対応する。

- (1) 教職員は早期のいじめの発見に努めるとともに、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのあるにとどまる行為についても、積極的に発見に努める。
- (2) 教職員は、早期にいじめを発見するため、児童の日常の些細な変化にも気づく力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりをもつ。
- (3) 教職員は、いじめの被害を受けたこともしくはいじめを目撃したことの申告を受け

た場合またはいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童及び加害とされる児童並びに目撃した児童に簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認するとともに、被害児童の安全確保を最優先とする。

## 5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこともしくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

## 6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担う、いじめ・不登校対策委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

<いじめ・不登校対策委員会>

委員長	校長 保田 宗志
委員	教頭 奥村 剛史
委員	教務主任 金久 智
委員	生徒指導主任 西田 創
委員	養護教諭 岩下 千怜
委員	各学年主任 1年 岡本 泉                      2年 森 夏美 3年 塚原 行将                  4年 森田 順子 5年 深井 一臣                  6年 西田 創
委員	特別支援教育コーディネーター 児玉 千早 近藤 詳子 増田 美加
委員	スクールソーシャルワーカー 竹森 明日香

## 7 保護者及び地域住民等との連携

### (1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、児童の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。

### (2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

児童の規範意識の育成等に向けて、保護者と協力して取組を進める。

(4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

## 8 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、香芝市教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所（子ども家庭相談センター）、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図る。また、日頃より情報交換を定期的に行い、連携の強化に努める。

## 9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育

長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

## 10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。